

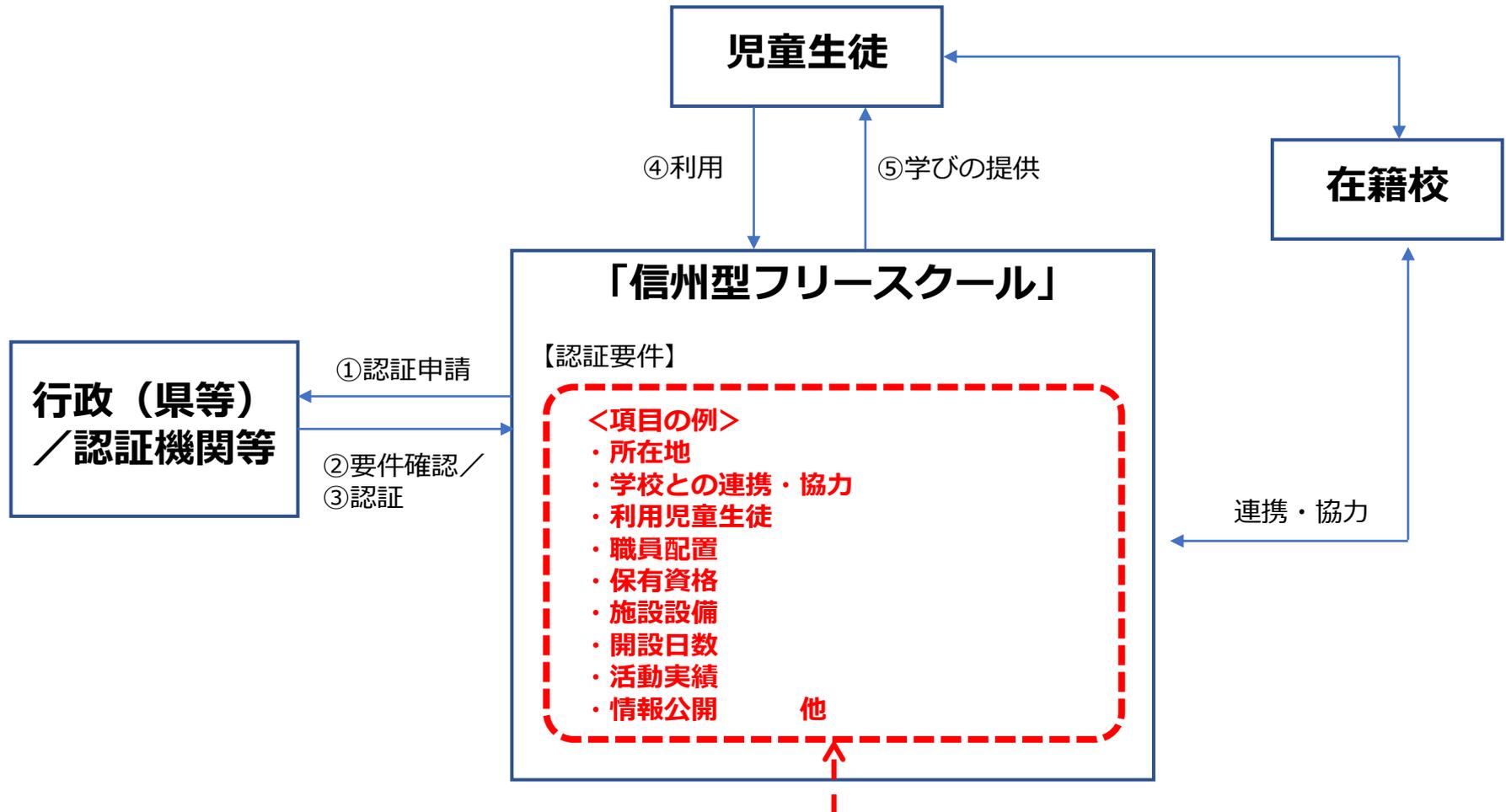
資料3 項目の例

「項目の例」は、現時点で要件として検討する必要があると考えられるものを列挙したものです。
「項目の例」の全てが要件となるものではありません。

■ 「信州型フリースクール認証制度」で想定される仕組み

現時点で想定される仕組みとしては、

- ①フリースクールからの認証申請、②行政（県等）／認証機関等による要件確認、
- ③行政（県等）／認証機関等からの「信州型フリースクール」の認証
- ④児童生徒の利用、⑤信州型フリースクールから児童生徒に対する学びの提供



第2・3・4回の検討会議では認証の核となる項目の例について検討

1 県内に施設が所在すること

【現状】

- ・ 県外に所在するフリースクール等民間施設が通信教育等により県内の児童生徒に学びを提供しているケースがある。
- ・ 県内在住の児童生徒が県境を跨いで通学するケースも想定される。

【検討の論点】

- ① 県内に所在する（あるいは物理的な拠点がある）フリースクール等民間施設だけを認証対象とするか。
- ② 県外のフリースクール等民間施設から通信教育等により学びを提供されている場合、それがフリースクール等民間施設を利用していると捉えられるか
- ③ 認証対象 = 支援対象となることを踏まえると、県内に拠点が無い、県外のフリースクール等民間施設にまで支援範囲を拡げることが適当であるか（公費の支出、認証要件の確認等 etc）

【想定される影響】

- ① 県境を跨いで通学するケースに対しては支援が行き届かない。
- ② 通信教育等により学びの提供を受けている児童生徒に対しては支援が行き届かない。

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
県内に施設が所在	○	×	○	○

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

- 県外在住の生徒がいるにしても、施設は県内にあることを要件とした方がよい。
- “信州型”としている点で、県内所在が望ましい。
- 他県に住民票がある生徒を受け入れることも必要。今後増加が予想され、柔軟に対応できる施設があれば救済される。
- サテライトが県外にあるのは構わないが、県内に事業所が無い場合、長野県が認定する必要はない。
- 県のことなので当然だと思う。オンラインでも構わないと思う人もいるが、行ける場所であることが重要だと思う。
- 県内の子どもに選んでもらうには県内にあることが必要。生活困窮の子どもに選んでもらうには地域にあることが必要。
- ×県内所在の施設利用と、県内在住者が県外でも施設利用をする双方を要件とすれば多くの児童生徒が教育機会を確保できる。
- ×オンラインスクールで県外の子どもに学びを提供。県内に限定されるとオンラインスクールは認定が不可能になる。
- ×多角的、柔軟な対応を考えた場合、県内所在を要件にしない方がいい。県境にあるフリースクールを選ぶ権利があっても良い。
- ×県を跨いでも、子ども達が多様な学びをする権利は変わらないと感ずるため。
- △県内に在住している生徒が通うには、県外であっても良いのでは。
- △いずれは他県との連携があっても良い。現状では要件としつつ、個別事案は特例で対応するのが現実的。
- △県境の場合、県内に施設が整うまでの間、県外に通うことも仕方がない。子どもにとって最善の施設に繋がるのが大切。
- △オンラインスクールフリースクールと称するものを認定の対象とするかどうかによる。

2 個人や任意団体は対象外とし「法人格」を要件とすること

【現状】

- ・フリースクール等民間施設の運営主体は、個人、任意団体、特定非営利法人、営利法人など様々

【検討の論点】

- ①法人格を有することを認証要件とするか。個人・任意団体等も対象とするか。
- ②法人のうち、営利・非営利により認証の扱い（対象・対象外）に差異を設けるか。
（⇨ 営利・非営利を問わず、不登校児童生徒等を受け入れ、学びを提供していることに変わりはない。）
（⇨ 著しく営利本位でない場合に対象とするか）
- ③法人のうち、非営利であっても宗教法人・学校法人等、法人種別により認証の扱い（対象・対象外）に差異を設けるか
（⇨ 学校法人が運営するフリースクールの場合、私学振興助成金等、別途、公費が充てられている可能性がある。）

【想定される影響】

- ①個人や任意団体を対象外とした場合、現在運営されているフリースクール等民間施設の多くが認証されない。
- ②営利法人あるいは宗教法人、学校法人等、法人種別で認証の扱いに差を設けた場合も、上記と同様の事態が想定される
- ③法人を対象とする場合、個人や任意団体の法人化を促すことになる

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
実施主体（法人格の有無）	×	○	○ (法人・個人を問わない)	○ (法人・個人を問わない)
非営利法人であること	×	○ (学校を除く)	×	×
			(著しく営利本位でない)	(著しく営利本位でない)

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

- 持続可能性を考えると法人格を持っていた方が良い。学校と連携するには法人格を持ち、オープンであることが有効。
- 継続性を担保できなければ利用者や広く県民の同意を得られない。法人格を取れない体制ではその責任は果たせないと考える。
- 団体としてふるいにかけることは必要。法人格があるから良し、ではなく、運営内容が相応しい状況に整っているか調査する必要があると思う。
- コロナ禍で問題となった給付金等の不正受給者を防ぐために法人格等の一定の線引きが必要である。
- ×個人的な活動での支援の方が自由度が利くが、補助金等は個人的な活動には出しにくいので、活動年数や内容、信頼関係など総合的な判断で。法人であることだけを条件にしてほしくない。
- ×法人格の有無は子どもの幸せに関係ないと考える。その場が安心安全な場所であることが大前提。
- ×法人格を要件とするのではなく、その施設の実情や成果や運営内容を判断基準とするべき。
- △個人でフリースクールを運営している場合や、ホームスクールをフリースクールとして扱うか。またIT機器を使った学習を出席扱い・成績反映していることと、今回の「フリースクール認定」との兼ね合いをどうするか。営利目的の法人は対象外とするべきでは。個人・任意団体でも質の高い対応がされていると判断された場合、不登校家庭への支援とすれば、個人や任意団体でも良いと考える。
- △法人格の取得にも制約や資金面の苦しさがある。法人格を要件とする場合は、その点での支援や救済措置が必要。
- △支援対象事業者の安定性、継続性などから、一定程度の条件を備えることは必要だが、法人格となるとハードルが高すぎるのでは。
- △一定の法人格はあるに越したことはないが、自治体はその団体の活動を把握した上で、要件を緩和することは必要だと思う。個人で受け入れているケースも多いので。

3 スタッフ「一人当たりの児童生徒数」

【現状】

- ・多くの児童生徒の受入に対して、スタッフの人数は様々
- ・児童生徒に適切な相談や指導ができる体制にあるか不明

【検討の論点】

- ①児童生徒当たりの人数要件を設けるか（⇔ 設ける場合、適切な人数要件の設定は可能か）
- ②要件を“適切な相談・指導ができる体制”等に留め、具体的な人数要件を設けないほうが良いか（⇔人数要件を設けた場合、時期により児童生徒数が流動的である等、実際の運用には困難な面もあるのではないか）

【想定される影響】

- ①受入児童生徒数に対して、スタッフ数が極端に少ない場合等、児童生徒の支援や見守りが適切に行われぬ恐れ。

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
スタッフ配置	○ (複数人有している)	○	○ (指導に必要な人数の配置)	○ (児童生徒の人数に応じて配置)
児童生徒の受入・人数	○	○ (複数の児童生徒を受け入れ)	○	○

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

○安全面を考えると必要だが、行政等から補助されなければ難しい。

○居場所やフリースクール等は、最低、2人体制をとって子どもの見守りができるようにする。

×「適切な」の視点が、子ども中心であれば人数は関係ないとする。

×適切な、人数はどうやって規定するのか、発達に何らかの問題がある生徒など条件が多様で一概に数で決められるものではない。

×支援者（スタッフ）の力量によるものであり、要件項目には該当しないと思われる。

△決められた人数を確保できていれば良いというわけでもないと思いますので、結局、チェック機能を充実させていくことが必要。

△保護者の居場所としても機能しており、親も一緒に参加できる形をとっている。保護者のサポートもあれば一概に言えないと思う。

△療養型であるため、個別でのセッションを視野に入れている。時間により1対複数になることも。

△具体的な数が分からないと判断できないが、実際のところ公立学校を超える人数を指導することはない、公的支援が無いので十分なスタッフ体制を確保できていないのが現状。

△運営に沢山の人が関わることが望ましいが、スタッフが変わることや人が多いことに不安になる子も少なくない。また人材確保のために質を問わないスタッフの募集があってはならない。

△サポート内容により必要な人数が違う。サポート内容から算出しないと質の向上には繋がらない。

△必要だと考えるが、経費の大半は人件費であること、収入は見込めない状況現状から要件達成は運営上大きな負担になる。

△児童生徒一人ひとりの状況により、スタッフの確保数は異なるので一概に決められないと感じる。

△フリースクールの話にそんなに縛ってどうなるのでしょうか。

4 スタッフ「資格要件」

【現状】

- ・フリースクール等民間施設ごとに資格の保有状況は様々、全く資格を持たないスタッフも少なくない。
- ・「教員免許」以外に「保育士」、「心理士」など様々な資格保有者がいる

【検討の論点】

- ①スタッフに何らかの資格要件を設けるか
(⇔ 設けることで、一定の学びの質が担保されていることを間接的に確認できる等、資格要件に何を期待するか)
- ②資格要件を設ける場合、「教員免許」等、どの資格を適切なものとして認めるべきか（あるいは認めないか）
- ③スタッフが複数いる場合、全てのスタッフに資格要件を設けるべきか
- ④資格要件を設けない場合、研修受講や一定の職務（実務）経験をもって要件とするか

【想定される影響】

- ①何らの資格を持たないスタッフが運営するフリースクールは、そもそも要件を満たさなくなる。
- ②様々な子どもが利用する中、「教員免許」「保育士」「心理士」等、それぞれの資格特性の適否を判断することは困難
- ③複数のスタッフがいるフリースクールで、全員が何らかの資格を持つケースは殆どない。

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
保有資格	○	○	○	○

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

○学校をはじめ、様々な機関と連携していくこと、子どもの社会的自立を保障していくこと、個々が抱える問題に対応する支援を構築していく上で必要。

×子どもの社会的自立を目指している点で、教員免許の有無は関係ないと感じる。多様な学びは学校の勉強だけとも限らないので資格要件は設けないでほしい。

×資格が学びの質を保障するものではないと考える。

△フリースクールが適正な学習指導ができる環境にあると判断されれば、全てのスタッフに教員免許の資格要件を求める必要はない。一定の研修受講により資格要件に代える等、柔軟な施策が必要だと思う。

△学びの質は大事だが、それ自体が共有されていない。形だけの資格ではなく、フリースクールが学びの質を担保できているのかを判断する基準が必要。（子どもの成長、学校復帰、コミュニケーションスキルの向上など）

△経験上、教員免許の有無と、子どもが元気になって学びに向かうことに因果関係は無いと思う。むしろ各種の研修等を充実させて、志ある支援スタッフの質の向上を図ることで、学びの質も向上させていくことを考えたほうが得策だと思う。

△教員免許の有無が指導力や経験に結び付かない例を多々見ている。それぞれの施設ごとに必要な資格も別々なので、施設ごとにしっかりとした支援の基準を持っていることを要件とした方が有益だと思う。

△資格は一定の能力を示すことは間違いないが、専門的な分野や個人の資質まで判断できないので、資格要件を設けるよりも必要な時に専門家と繋がる仕組みが欲しい。

5 開所日数・活動実績

【現状】

- ・フリースクール等民間施設ごとに週5日開設、週1日～週3日開設、あるいは不定期に開設しているケースなど様々
- ・十年程度、継続して安定的に運営している施設もあるが、開設1年程度の施設もある等、活動実績は様々

【検討の論点】

- ①多様な学びを十分に担保する観点から、週の開設日数や開設時間を活動実績としてどう評価するか
(⇔ 施設の常設性を評価し要件とすべきか)
- ②フリースクールの活動の継続性や運営の安定性を担保する観点から、これまでの活動実績をどう評価するか
(⇔ 活動実績、活動年数を評価し要件とするべきか)

【想定される影響】

- ①スタッフ配置の事情等から、常時開設ができないフリースクールもあり要件を満たさないケースも想定される。
- ②これまでの活動年数等を実績として要件化することにより、新たに多様な学びの場を開設しようとする動きを抑制する可能性もある。

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
活動実績	×	○ (1年以上)	×	×
開所日数	○ (週3日以上)	×	×	×

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

○継続的な学習の場を担保する点、有効な学習指導を展開する上でも重要だと思います。

○学校と同等に子どもが選択できるだけの環境設定や日数は必要。週1～2日、月2～4回の開設では、子どもがフリースクールに合わせなくてはならない。子どもを中心にした場合、「施設に子どもが合わせるのではなく、子どもに合わせて施設が対応する」という視点が、自己肯定感を高める上での環境としては重要なポイントだと考える。

○支援や助成を行う場合は、ある程度の実績や経験年数などは必要だと思う。

○今回のような「認証」であれば、活動実績が問われるのは仕方ないと思う。但し、今後、参入を増やしていくためには、「開設時の補助」や「スタートアップ支援」などは別枠で検討し多様な子どもの居場所を増やしていくべきだと思います。

○公教育の「オルタナティブ」として認定するのであれば「常設」が必須。開設3年以上でないと「継続性」は検証しづらいのでは。

×これが設定されると、そもそも開校することが難しくなると思われるため、段階付けする等の策を講じる必要があると思う。

×今すぐにでも地域に必要な場合がある。多様な学びの場の選択肢を広げるためにも実績を要件としないほしい。

△開設後経過年数要件は安定性、継続性の担保としては必要であるが、不登校状態でつながる場所がない子どもたちの増加状況を見ると、もはや待ってられないと考える。

△多様な人たちへの多様な対応としていくなら、入り口を狭めるの逆効果だと思いますが、変な団体や個人が入ってくるのも危ないと思います。

△週〇日以上は必要であると考えています。ただ、開設後〇年以上は一番大変な開設期を乗り越えるための障壁になると思います。

6 利用児童生徒

【現状】

- ・殆どのフリースクール等民間施設では、複数の義務教育年齢（小中学生）の児童生徒が利用している。
- ・義務教育年齢の児童生徒の他、高校生年齢の生徒が利用している例や、他事業（預かり事業等）により未就学児が利用している例も見られる。

【検討の論点】

- ①義務教育年齢の児童生徒が利用していることを要件とするか
(⇔ 多様な学びを提供する中心として小中学生を優先するべきではないか)
- ②一定数以上の義務教育年齢の児童生徒が利用していることを要件に含めるか
(⇔ 児童生徒数は流動的であるため、どのように要件化するか)
(⇔ 僅かな児童生徒しか利用していないフリースクールを認証の対象とすべきか)
- ③フリースクールによっては、義務教育年齢以外の様々な年齢層の利用者がいるケースがあるが、この点をどう考えるか

【想定される影響】

- ①殆どのフリースクールにおいて、複数の義務教育年齢の児童生徒が利用しており、実態に即している。
- ②1人～2人の児童生徒のみが利用しているケースもあり、人数要件を設けることの可否の判断は難しい。
- ③義務教育年齢の児童生徒とそれ以外の生徒の双方が利用するケースにおいて学びの提供に影響するケースは見られない。

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○＝補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、×＝規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
児童生徒の受入・人数	○	○ (複数の児童生徒を受け入れ)	○	○

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

○教育機会の確保で急務なのは、義務教育年齢児童生徒であるから。

×義務教育部分が、より手厚く補助されることは理解できます。一方で、全日制高校や通信制高校でつまづいてしまう子どもたちの多くは、義務教育段階での学習保障が不十分だったために、学力不足に陥る例が少なくありません。一律に線引きするのではなく、義務教育年齢の子どもたちを支援していくことは必要だと考えます。

×人数ではないと思います。特に不登校気味の生徒にとって、人数の多さは、通所する意欲をなくしてしまう恐れもありますから、利用者の特性を勘案して要件設定すべきだと思います。

×一定数以上という要件を設定すると、場合によっては抱え込みをする施設が出る恐れがある。

△人数よりも活動内容や、様々な段階の子ども達に柔軟に対応できるかが大切だと感じる。

△一定数をどの位にするのかにもよりますが、そもそも認定する・しないではなく、レベル付けでも良いのかな、と思います。

7 在籍校との連携・協力体制

【現状】

- ・多くのフリースクール等民間施設では、在籍校との連携として、児童生徒の学習状況等についての情報共有、支援会議への参加等が行われている。
- ・しかしながらフリースクール等民間施設によっては在籍校との連携が図られていないケースもある。（例：フリースクール側からのアプローチに在籍校が応えない、あるいはその逆のパターン等。）

【検討の論点】

- ①在籍校との連携・協力体制があることを要件として設定するか
（⇔ 在籍校との連携が、子どもの学びや将来の進路・自立に向けて、プラスとなる面があることをどう考えるか）
- ②要件とする場合には、在籍校とフリースクールとの連携・協力の促進を図るための方策が必要ではないか
- ③在籍校以外の関係機関（教育支援センター、福祉機関、他のフリースクール等）との連携・協力体制も必要ではないか

【想定される影響】

- ①多くのフリースクールにおいて、在籍校との連携・協力が図られており、実態に即している。
- ②一方で、在籍校とフリースクールの連携が図られていないケースも少なからず見られ、相互の連携・協力の促進をどう図っていくのか課題が残ることになる。

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
学校との連携	○	○	○	○

＜参考＞ 他自治体におけるガイドラインへの記載例

愛媛県フリースクール連携推進事業におけるフリースクール選定ガイドライン

2 連携・協力について

- (1) 運営事業者は、学校と相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係を構築していること。
- (2) 運営事業者は、通所の状況等について児童生徒が在籍する学校に定期的に情報提供を行うこと。
- (3) 運営事業者は、相談・指導等の状況等を保護者に定期的に連絡するなど、十分な連携・協力関係を構築していること。

鳥取県不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン

(6) 施設と学校との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

茨城県フリースクール連携推進事業実施要領

(1) フリースクールに対する運営費補助について

ウ 不登校児童生徒やその家庭を支援するために、相談・指導の状況等を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、学校と十分な連携・協力関係を構築していること

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

○これがなければ意味が無いと思います。当所でも学校との連携を上手くとれているので、お互いが考える補完策救済策も検討できます。それでこそ地域で育てるという教育を実践できます。課題のある家庭には「支援会議」が必要です。その場にも必ず出席して、利用者のより効果的な教育環境整備に努めるべきです。

○もちろん賛成ですが、これに関しては在籍校や行政の側も十分に必要性を理解し、連携・協力の意志があることが重要だと思う。

○在籍は、今のところ学籍移動という制度がないので連携は必須だと思う。本人が学校復帰を望んだ場合はスムーズに学校に戻れる環境を整えておく。また、学校へ行けないことに罪悪感や自己嫌悪感を持つ必要が無いことを伝えるには、学校とフリースクールが連携し、子どもを真ん中にして対等な関係を持つ必要がある。

○絶対に必要。ただし連携をとるような仕組みづくりがないと、こちらから望んでも難しい場合もある。

○要件にするのは構わないが、公教育側に「連携の意思」や「連携の必要性」があることを通達した上であれば必要不可欠。（文部科学省からは通知が出されているが上手くいかないことが常態）

○卒業証書を出してもらうためにも、つながりは必要。本人は繋がらなくても、周りがつながっている事で、何かが変わっていくような気がします。連携をしない、協力をしないという支援者は考えの偏りがあるように思えて、少し怖い気がします。

△学校が自治体に課せられた設置義務と公金によって運営されている点と、子どもの在籍校である点から当然教育委員会や学校が関与、協力、連携していかなければならないと考える。

【補足資料】在籍校との連携・協力体制の例

フリースクールの対応	項目	在籍校の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のフリースクール出席（利用）状況について、在籍校へ報告（1回／週 or 1回／月） 	<p style="text-align: center;">出席状況 (利用状況)</p> <p style="text-align: center;">➡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールからの児童生徒の出席（利用）状況の報告を受け、評価等に活用
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学習、活動の記録を在籍校へ提供（1回／週 or 1回／月） 	<p style="text-align: center;">児童生徒の活動の様子 (学習・活動の記録)</p> <p style="text-align: center;">➡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールから、児童生徒の学習、活動の記録の提供を受け、評価等に活用
<ul style="list-style-type: none"> ・策定した学習／支援計画を在籍校へ提出し共有（1回／月 or 1回／3か月） 	<p style="text-align: center;">学習／支援計画</p> <p style="text-align: center;">➡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールが策定した学習／支援計画の内容を確認し、評価等に活用
<ul style="list-style-type: none"> ・支援（ケース）会議を開催し、児童生徒の活動の様子等について共有、今後の支援や在籍校との連携について検討 ・在籍校で支援（ケース）会議が開催される場合は参加 	<p style="text-align: center;">支援会議</p> <p style="text-align: center;">↔</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援（ケース）会議を開催し、フリースクールでの児童生徒の活動の様子等について共有、今後の支援やフリースクールとの連携について検討 ・フリースクールで支援（ケース）会議が開催される場合は参加
<ul style="list-style-type: none"> ・在籍校関係者（校長、教頭、担任教諭）を受け入れ、活動・支援内容を説明 	<p style="text-align: center;">訪問</p> <p style="text-align: center;">←</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校長、教頭、担任教諭などが児童生徒が通うフリースクールを訪問し、活動・支援内容を確認
<ul style="list-style-type: none"> ・在籍校側から利用児童生徒分の学校教材や資料、配布物について提供・共有を受け、フリースクールでの学びに活用 	<p style="text-align: center;">学校教材・資料、 配布物</p> <p style="text-align: center;">←</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールを利用する児童生徒の学校教材や資料、配布物について、フリースクール側に提供・共有

8 学習計画等（支援計画、活動計画）の策定・指導内容

【現状】

- ・複数のフリースクール等民間施設では、利用児童生徒の個別の学習計画等が策定され、在籍校と共有されている。
- ・利用児童生徒等の状況により、居場所としての機能を提供している場合には、個別の学習計画等の策定は行われていないケースが多く、学びへ移行した段階で個別の学習計画等が策定されている例が見られる。

【検討の論点】

- ①個別の学習計画等の策定など、フリースクールの行う計画的な指導等の有無を要件として設定すべきか
(⇔ 進学や将来の自立に向けて、学びの質の担保をどう図るか)
- ②一方で児童生徒の状況により、居場所としての利用等、個別の学習計画等の策定にまで至らないケースをどう考えるか

【想定される影響】

- ①多様な学びを提供している多くのフリースクールにおいては、個別の学習計画が策定され、在籍校との共有が図られており、実態に即している。
- ②子どもの状況により、居場所として利用している場合には、個別の学習計画の策定に至っていないケースが多いことから、要件として設定することで、居場所としての利用には否定的な影響を与える。

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
相談・指導の実施	○	○	○	○
相談・指導の内容	○	○	○	○

<参考> 他自治体におけるガイドラインへの記載例

愛媛県フリースクール連携推進事業におけるフリースクール選定ガイドライン

3 相談・指導等のあり方について

- (1) 我が国の学校教育制度を踏まえながら、個人のおかれている状況に配慮した計画的な相談・指導等が行われていること。
- (2) 受入れに当たっては面接を行うなどして、児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 体罰などの不適切な指導がなく、児童生徒の生命、身体その他人権を尊重した指導が行われていること。

鳥取県不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン

(3) 施設の相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 不登校には情緒的混乱、無気力、遊び・非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては児童生徒や保護者との面接を行うとともに、学校と連携するなど、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒の状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

- ある程度は、あって然るべき、ただそれに縛られるものではなく、支援者側・本人側の目標のようなもので十分。
- 子どもや保護者が安心して施設に通えるために必要である。
- あくまでも内容は個人に沿ったもので、計画はあって良いと思われます。
- 義務教育と同等の場として、可能な範囲で専門性や計画性を持つことは大切だと感じる。
- △指導内容や学習計画は子どもを真ん中にした生活の中で個に応じて作られていくものであり、支援に携わる者が、計画と内容の立案と計画への評価をすることは必須。
- △社会的な自立に向けて、子どもの現在地を見極める必要はあり、支援の方向性を確認することは常に必要なので、常に文章化してまとめている。子どもの状態は刻一刻と変化するため、計画も日々刷新される。
- △あった方がいい。しかし書類づくりに追われるのは本末転倒なので、一律な使いやすい様式を定めて欲しい。加えてフォームで入力できるなど入力のし易いさも欲しい。
- △事務的な記録保存が目的となった形骸化書類を作ることは反対。施設利用に至る経緯と目的と願い、教育方針と成果などが在籍校、子ども、施設で「有効に活用できるもの」を策定していくことには賛成である。
- △生徒によって決まった日時に通える場合の方が少ない。学校と連絡などがある場合には、双方で共通理解をするために必要なことだと思う。計画を立てることがプレッシャーになる生徒も多い。ある程度見通しを持って定期的な指導が入る生徒で、学校との共通理解のためという目的があればあった方がよい。

県内フリースクール等民間施設で使用されている学習計画等の一例（支援計画）

フリースクール個別の支援計画書			
氏名		生年月日	
総合的な支援目標			
保護者の願い			
<input type="radio"/> 本人の願い			
課題	具体的な支援内容		
<input type="radio"/>			
計画作成日	年 月 日	モニタリング期間（開始年月）	年 月
計画作成担当者		モニタリング期間（終結年月）	年 月
同意署名欄 保護者名	年 月 日		

保護者と本人の意向について記載する欄がある

保護者の同意欄が設けられている

県内フリースクール等民間施設で使用されている学習計画等の一例（支援計画）

NPO 法人

で行う個別支援計画

利用者氏名 _____ さん

作成年月日 令和 ____年 ____月 ____日

総合的な援助の方針	
-----------	--

到達目標	
【短期目標】	【長期目標】

具体的な到達目標及び支援計画等

具体的到達目標	本人の役割	支援内容（内容・留意点）	支援期間 （頻度・時間・期間等）	担当者
		短期、長期、具体的到達、 目標を意識した様式となっ ている		
			同意欄が設け られている	

上記の計画書に基づきサービスの説明を受け、内容に同意致しました。

確認年月日：

利用者氏名： _____

担当責任者： _____

参考様式の一例

(アセスメントと支援内容)

(記入例)

「個別の支援計画（アセスメント）」 小5 年 氏名 ○○ ○○

<お子さんの様子> ※支援上必要な情報を聞き取ったり観察したりした内容

○コミュニケーション

- ・慣れるまで時間がかかる
- ・自分から声をかけることは難しい

○学習

- ・社会の歴史分野に興味があり、ドリルに一人で取り組む
- ・虫や花に興味があり、顕微鏡を使った細胞観察が一人のできる

○生活

- ・就寝時刻が遅くなり、朝、なかなか決まった時間に起きられない
- ・休日は家族でキャンプや釣りに出かける

○興味・関心

- ・古墳時代の遺跡が好き
- ・家族のキャンプでは焼きそばづくりを担当し、一人で調理できる
- ・自分でプログラミングして、おもちゃの車を動かしてみたい

○相談までの経緯

- ・夏休み中に生活のリズムが崩れたことがきっかけで、登校を渋るようになり、小学校4年の3学期からほとんど登校していない
- ・ずっと家にいることは嫌だが、登校も難しいので、学校以外に過ごせる場所を探していた

<願い> ※やってみみたいこと、なりたい自分

○お子さん

- ・昼間きちんと起きていられるようにしたい
- ・6年生になったら勉強をもっとがんばりたい
- ・細文のビーナスを友だちと一緒に電車やバスに乗って行ってみたい
- ・家族以外のひととキャンプに行ってみたい

○保護者

- ・生活のリズムを整えて過ごしてほしい
- ・少しでも自信をもって生活してほしい

<支援目標> (例)

○長期目標（おおよそ1年後、あるいは卒業後の姿）

- ・生活リズムを崩さず過ごすことができる
- ・一週間のスケジュールを自分で作成し、それに沿って活動や学習に取り組むことができる

○短期目標（おおよそ半年後の姿）

- ①決まった時刻に起床する
- ②スタッフと一緒に立てた計画に沿って1日の活動を進めることができる

参考様式の一例

(アセスメントと支援内容)

(記入例)

「個別の支援計画（支援内容）」

小5 年 氏名 ○○ ○○

支援目標

①決まった時刻に起床する

②スタッフと一緒に立てた計画に沿って1日の活動を進めることができる

活動内容	支援の方向（例）	評価
日帰りキャンプ	<p>○支援目標①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ当日の日程に合わせて起床時刻を決め、毎日記録する <p>○支援目標②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理の手順表を事前に一緒に作成し、当日はそれに沿って調理できるようにする 	
プログラミング学習	<p>○支援目標①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問できないまま活動が終わらないよう、IT インストラクターに質問したい時に提示する「HELP カード」を渡す <p>○支援目標②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラミングで動かしたいものと動きについて事前にスタッフと考え、インストラクターにすぐ質問できるようにする 	
社会	<p>○支援目標②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行ってみたい遺跡について調べたことを紹介する発表会を企画し、それまでにどのようなことを調べてどのようにまとめるか、スタッフと計画を立てる 	
理科	<p>○支援目標②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンプで調べてみたい植物を採集し、それについて観察してまとめる計画を一緒に立て、仲間に発表する機会を設ける 	

長野県「まなびの場」の専門的人材活用等モデル事業
で示している参考様式・記入例

国が示している参考様式

児童生徒理解・支援シート(学年別Bシート)

担任名(ふりがな) 管理職名
 作成年月日 作成者名
 追記年月日(追記者名) _____
 ○児童生徒名等
 名前(ふりがな) () 性別 学校名 学年 学級

○本人・保護者の状況・希望

現在の状況	将来の希望(進路を含む)
本人	
保護者	

○本学年の目標

--

○各学期の個別の支援計画

目標	支援内容	経過・評価
1 学期 学校 関係機関		
2 学期 学校 関係機関		
3 学期 学校 関係機関		

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日 文部科学省 別紙より一部抜粋
 学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、作成することが望ましい参考様式。

県内フリースクール等民間施設で示している月の活動予定表

【 フリースクール】特別活動のスケジュール R4年10月【9.29現在】

	日	月	火	水	木	金	土
AMスタッフ							
PMスタッフ							
	2	3	4	5	6	7	8
特別活動① 10:15～11:45		スタディタイム (個別学習)	理科実験	作品展の相談	調理	畑 ボール遊び	
特別活動② 13:00～14:30		スポーツ (改善センター) 動画編集	グループワーク (佐々木史・菅沼)	スポーツ (町民体育館)	スタディタイム (清流苑プール)	フリータイム	
	9	10	11	12	13	14 ※中3 修学旅行～16日	15
特別活動① 10:15～11:45		スポーツの日	都合により休み	スタディタイム (個別学習)	理科実験 (佐々木学・川上)	飯田市探検に 行こう！ (丘の上緑いスクエア) (かざこし子どもの森公園)	
特別活動② 13:00～14:30				スポーツ (町民体育館)	スタディタイム		
	16	17 ※中3 振替休み	18 ※中3 振替休み	19 ※中3 振替休み	20 ※中3 テスト	21	22
特別活動① 10:15～11:45		スタディタイム (個別学習)	理科実験	スタディタイム (個別学習)	調理	畑 ボール遊び	
特別活動② 13:00～14:30		スポーツ (改善センター) 動画編集	グループワーク	スポーツ (町民体育館)	映画鑑賞	松村Tとオンライン ハロウィン	
	23	24	25	26	27	28	29
特別活動① 10:15～11:45		スタディタイム (個別学習)	スライム作り	漢字クイズ	調理	森林セラピーを 体験しよう！ (雨：森カフェ)	
特別活動② 13:00～14:30		スポーツ (改善センター) 動画編集	スタッフ会議で 休み	卓球 (町民体育館)	13:30～ 渡邊校長先生 の美術		
	30	31					
特別活動① 10:15～11:45		スタディタイム (個別学習)					
特別活動② 13:00～14:30		スポーツ (改善センター) 動画編集					



9 情報公開

【現状】

- ・フリースクール等民間施設では、ホームページやリーフレット等により、運営方針、提供する学びの内容や活動状況、利用料、受入児童生徒の状況等について広く情報を公開しているケースが見られる。
- ・公開されている情報は、個々のフリースクール等民間施設により様々

【検討の論点】

- ①利用児童生徒や保護者だけでなく、広く一般に対して、運営方針や提供する学びの内容や活動状況、利用料、受入児童生徒の状況等について情報が公開されていることを要件とすべきか
(⇒ フリースクールへの社会的な理解の促進、利用児童生徒への多様な選択肢の提示、中立性を持った学びの提供、の観点から必要ではないか)

【想定される影響】

- ①フリースクール等民間施設のいくつかで情報が公開されており、実態に即している。
- ②フリースクール等民間施設の社会的認知度の向上を図るためには、積極的な情報提供が効果的と考えられる。

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
情報公開（利用料・運営状況等）	×	○	○	○

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

- 必要不可欠。これが公開できない団体は認証すべきではないと考える。
- 施設の情報は殆どなく、教育の機会を失っている子どもは多いので必然と感じる。
- 利用者が比較して選ぶための分かりやすい情報公開は必要
- 長野県のHPなどを含めたものなら賛成です。小規模な場合、なかなかリソースを割けない可能性があると思います。
- フリースクール等の情報は、収集するのが難しい。どこにどんな学びの場や居場所があるのか、ある程度の要件を満たしているところは情報を公開して、そのデータベースを元に子ども達の学びを組み立てることが出来るようにする必要は非常に感じている。
- フリースクールの存在を、一般の方々にも広く知っていただく機会となる。その上で、学校だけが学びの場ではないことを、広く理解いただくことの一環となれば。
- ×多様な学びの場の紹介は教育の場を提供する義務を負う自治体や教育委員会が関与した場で行うべき。公の場の情報がないと学校の特別支援教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーなどは保護者に紹介しにくいのではないか。
- ×子どもの不登校や発達障がい等で極めてナイーブな個人情報を抱えており、一般の施設とは違うため。
- △不登校の支援をしていることをあまり公開しなくなりました。不登校の児童生徒にもプライドがあり、みんなの中にいたい、特別に見られたくないという思いを大切にしています。紛れて欲しいという思いで運営しています。しかし不登校の支援のできる場所であるという情報は必要な人に届けたいので、不登校の支援のネットワークや親の会、学校等からの紹介はしてもらいたいと思います。

【補足資料】 県内フリースクールの情報公開の例（HP）

一般社団法人
太陽学園
飯田県飯田市のフリースクール「自分なりの生き方の形を見つけよう」

TOP 太陽学園とは 活動内容 コース・料金 スタッフ・施設紹介 児童生徒・保護者の声 アクセス・地図 お問い合わせ

自由に生きよう。

学校に行けなくても大丈夫。
勉強が出来なくても大丈夫。
友達関係が上手くいかなくても大丈夫。

君が君でいられる居場所づくりと、
本当に好きなことを勉強したり
活動できる学園です。

令和4年4月1日開校
児童生徒募集中です！
見学や体験入学をご希望の方はお気軽にお問い合わせください。

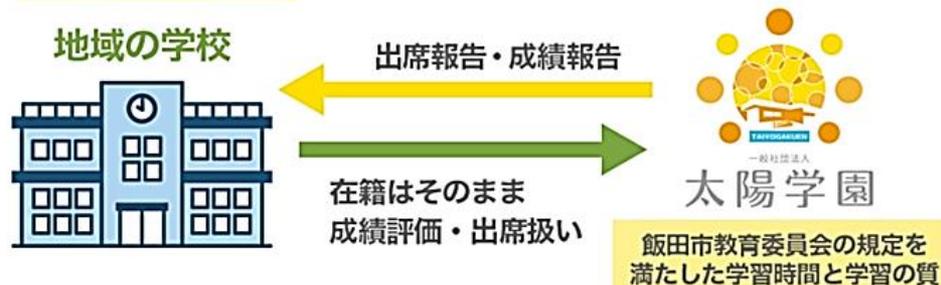
「太陽学園」（飯田市）

← トップページ

↓ 学校との連携

太陽学園 フリースクールコースの特長

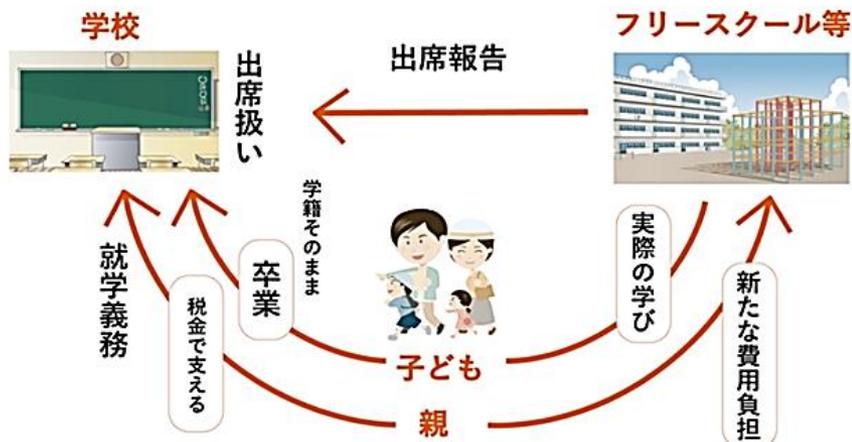
学校との連携を図り組織でお子様を支えます。



太陽学園は地域の学校との連携を図り、太陽学園への出席を学校への出席扱いになるよう働きかけを行っています。飯田市教育委員会とも連携を行い、当学園のカリキュラムや学習時間・学習指導内容を協議していただいた結果、学校の出席扱いとなる内容であるとの見解をいただいています。

※具体的な学校との連携についてはお問い合わせください。

フリースクールとは



フリースクールとは、主に不登校や発達障がい傾向のある児童生徒が将来、社会で活躍できるように一人一人の個性を大切にしながら過ごす場所です。

それぞれのニーズに合わせた独自のカリキュラム(個別支援計画)を作成し、マンツーマン指導や少人数指導できめ細かい療育支援を行います。

体験学習を基として、農林業体験を含む地域自然学習や、物事の各課題を自身で研究するプロジェクト学習、遊びから勉強へつなげるフリー活動など...それぞれに合ったペースと形で学べます。

文科省からの通達もありますがフリースクールへの登校と活動は在籍校の出席扱いになる場合が多くなっています。

↑ フリースクールの紹介

フリースクールが行う様々な支援の解説 →

一般社団法人 太陽学園 が行う ひとりひとりにあった支援



その子らしい
生き方のかたち

自立

個別学習支援

その子に合った方法で学習を支援
学習障がい支援にも対応

自然活動・自由遊び

「生きがいを持とう」をモットーに
体を動かし、人や自然と触れ合い楽しむ

心・生活リズムの支援

発達障がいや特性にあわせた支援
子どもの気持ちや状況にあわせた支援
ゲーム・ネット依存を断ち切る支援

まずは生活の基本となる子ども本人の「心と生活リズム」を整える事が大切です。

「外に出たい」と思える状況が子どもの中に整うように寄り添い、フォローを行い、まずは学園に来られる事を目指します。

学園に通えるようになったら、学園での生活を楽しんで生きがいを持てるようスタッフ全員で見守り、一緒に活動をいたします。

学園に慣れ、生活リズムと心が安定すると自然と勉強に気持ちが向かう子が多いです。教員免許を持つスタッフが個別指導を行い、しっかりと学習をサポートします。進学や目標に向かって努力をしたい、そんな思いを持つ子どもを全力で応援いたします。

上記の図のようにまず基本は「心と生活リズム」ですが、ここができたからと言って次は学習！というように簡単にはいかない事が多いです。人間ですからそれが普通です。

調子のいい日、悪い日もありますが、ひとりひとりのペースや特性がありますので、心と生活リズムを整えながら自然活動を行ったり、学習活動に疲れたらまた心を休めたりと、子どもの事を第一に考えて柔軟に支援を行っています。

ひきこもり・不登校・ゲーム依存の支援例



まずは顔を合わせてじっくり話をしながら、外へ興味に向くように寄り添います。

学園に登園できるようになれば大きな一歩。

スタッフみんなで支え、見守ります。

↑
様々なケースに対する支援例 →

これらの情報と合わせて、HP上では以下の情報を提供

- ・活動内容
- ・コース・料金
- ・スタッフ・施設紹介
- ・児童生徒・保護者の声
- ・アクセス・地図
- ・お問合せ

勉強に気持ちが向く前の子どもの支援例

自然体験・畑作業



先生や友達と自由遊び



ゆっくり好きな事 など

学園に通えるようになっても、すぐに学習に取り組めるかという個人差があります。

多くの子どもは、まずは自然活動や自由遊びを通して「楽しい!」「気持ちがいい!」と思える時間を過ごす事で気持ちが前に向いていきます。

この活動は学習に気持ちを向けるために行うのではなく、人生を前向きに生きるための基礎体験として生涯に渡って心を支える事になればとの思いで取り組んでおりますので、スタッフも一緒に心から楽しんで活動しています。

心から充実した時間を過ごすことで、結果的に学習をはじめ様々な事に意欲的になっています。

学習や努力をすることに気持ちが向くようになったあとも、楽しい自然活動や自由遊びは続けて行っています。

- 畑作業や自然活動でのびのび過ごす
- 屋外スポーツで気持ちのいい汗を流す
- 読書やブロックなど自分のペースでゆっくりと好きな事をする
- 先生や友達とカードゲームで盛り上がる など

勉強に気持ちが向いた子どもの支援例



だんだんに学園になれ、心が満たされて生活リズムが整うと、学習に向かえる場面が増えてくる子どもが多くいます。

太陽学園では以下の特長があり、子どもがしっかりと理解できる学習支援を行っています。

- ひとりの生徒にひとりの先生がつく個別指導
- 学習障がい特性である「書く・座る・聞く」の苦手部分を、その子にあったペースでしっかりフォロー
- 高校受験など進学目標のための学習指導も可能

10 施設の面積要件、設備要件

【現状】

- ・フリースクール等民間施設ごとに一軒家や公共施設の一面などで実施されている。
- ・ごく少数ではあるが、体験・野外活動等を中心として特定の施設に拠らずに学び等を提供しているケースもある。

<参考>面積要件を設定している事業の例

- ・小学校設置基準（文部科学省令）：校舎の面積 児童数1人以上40人以下 500㎡（1人当たり12.5㎡）
- ・放課後等デイサービス（厚生労働省ガイドライン）：指導訓練室の面積 1人当たり2.47㎡

【検討の論点】

- ①児童生徒一人当たりの面積要件を設けるか
（⇔ 何らかの建物・施設において学び等が提供されていることを前提として良いか）
（⇔ 児童生徒数が流動的であるため、面積要件を設けたとしても適用できるか）
- ②フリースクール等民間施設に設備要件を設けるか
（⇔ 多様な学び等が提供されている中、要件として想定される（必要な）設備を設定できるか（例：オンライン学習対応のWi-Fi環境、ICT機器等））

【想定される影響】

- ①面積要件を設けた場合、民家等を活用したフリースクール等民間施設の場合には要件を満たさない可能性がある。
（⇔ また、屋外での活動を中心とするフリースクール等民間施設では、そもそも要件として成り立たない）
- ②設備を要件化することで、フリースクールの多様な学び等にプラスマイナス両面で影響を与える可能性がある。
（⇔ 例：Wi-Fi環境整備の要件化の場合、プラス=オンライン学習の促進等、マイナス=自然体験学習の抑制等）

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○=補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、×=規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
施設・設備	○	×	○	○

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

○学習環境の質のためには賛成だが。、行政等からの施設維持・管理の費用が補助されなければ難しい。

○他者との距離感に敏感な子どもも多いため、ある程度の面積要件は必要だと思う。

○財政状況など決して余裕があるわけではないと思う。実情に応じた最低限の基準であるべき。

×面積や設備の要件で、学びの場が限られてしまうのは残念なことだと感じるため。

△単なる学習支援だけにならないように、活動内容を検討し、野外体験や社会体験を盛り込んで、それに見合った施設等の環境を要件とする。

△それぞれの施設の活動内容ごとに必要な要件がまちまち。どんな環境を持って質の担保ができるのかというのは非常に難しい。

△オンラインも含めて考えれば、PC1台でも、森の一画でも学びの環境は担保できる。多様性の世の中なので、良質な教育環境＝広さや施設の新しさとは言えない。

△子どもの学びや安全面などを考えると最低でも1人あたりに学校並みの環境構成がなされることが必要であると考えますが、固定費となるため運営には困難さを生む。当事者負担が増す可能性もある。

11 安全の確保（災害時の避難経路の確保、事故対応等）

【現状】

・フリースクール等民間施設では、民家を活用して運営しているケースが多いが、災害時における避難経路の確保等、安全面の配慮について、どのような対応がなされているか詳細は不明

【検討の論点】

①災害時の避難経路の確保等、利用児童生徒の安全面の確保を図るために何らかの要件を設けるべきか

【想定される影響】

①フリースクール等民間施設の多くが民家を活用して運営されているが、特段の対応はされていないと考えられるため、要件化に向けて、関係法令の適用を含めた整理が必要

<参考>他県が補助基準上で設けている例

■鳥取県「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」

（3）施設の相談・指導の在り方について

⑥施設内での活動はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。また、災害・防犯に関する訓練を実施するなど、入所児童生徒の安全確保に努めることが望まれる。

（5）施設、設備について

②施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○=補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、×=規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
施設・設備の保健・安全管理	○	×	○	○

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

○安全面を考慮すると望ましい。

○万が一の時に子どもたちとスタッフの命を守るため、ある程度のマニュアルや基準は必要だと感じる。

○各施設で対策を持っていることは必要だと思いますし、訓練なども必要です。ただ、その必要性が分かる方がいないと総合的に判断しづらいところがあります。

○安全面の確保は学校と差があってはいけない。せめて法の適用があるなら法律の範囲は満たしているべき。

○フリースクール運営者の義務として必要。損害賠償保険についても同様に加入義務が必要だと思います。

○安全は何にも変えられないと思います。ただ、あまり厳しくすると設立の妨げになると思うので慎重に検討いただきたいです。

×大事な観点ではあるが、フリースクールの在り方の議論、子どもの教育機会の確保を最優先にするべき。

△安全な場所であることは、言うまでもないが、民家を利用している場合、消防法となると大きなお金が必要となるケースもある。ある程度は許容して欲しい。

12 子どもの権利やこども基本法への理解、スタッフの資質

【現状】

- ・子どもの権利やこども基本法への理解の上に、フリースクール等民間施設が運営されているのか、個々の対応は不明
- ・また、資格の有無に関わらず、スタッフの資質（過去の問題行動等の有無など）に関しては確認されていない。

【検討の論点】

- ①子どもの権利の理解を前提とした活動（多様な学びの提供等）を実施してもらうため、子どもの権利やこども基本法を理解していることを要件として設けるべきか
（⇔ 関連する研修の受講のほか、運営方針等から確認するなど）
- ②利用児童生徒を暴力行為、虐待、モラハラ等から守るため、スタッフの資質（過去の問題行動の有無）を要件として設定するか
（⇔ 誓約等の自己申告など有効な確認方法はあるか）

【想定される影響】

- ①子どもの権利やこども基本法の理解に基づかずに、フリースクール等民間施設の運営が行われている場合には、子どもを取り巻く大きなリスクと考えられる。
- ②過去に子どもに対して問題のある行動を取ったことがあるスタッフが、子どもに関わり続けることは、子どもを取り巻く大きなリスクとなる。

【アンケート等に寄せられた主な意見】（○賛成、×反対、△どちらとも言えない）

※子どもの権利、こども基本法への理解に関して

- 日々変わる教育情勢に柔軟に対応していくことは、フリースクールにとっても必要。
- 講習だけでは難しい部分も多いので「受けたらそれでよし」にしない仕組みも大切だと思う。オンライン開催など受け易い仕組みも合わせてお願いしたい・また、長年の経験があるから等、独自の理解ではなく最低限一律なものを希望する。
- 自治体で研修会を年数回、テーマごとに実施し、それを要件とするのは大切だと思います。
- 子どもの権利やこども基本法に関する知識は必須。しかし「研修を受けたからいい」というわけではない。
- 支援に携わる者として、（子ども権利、こども基本法への理解）当然なくてはならない。
- どの程度子どもと関わるかにもよるが、子どもに関わる学びをきちんとしていることは必要。そういう学習会や講演会を開催して、それへの参加を要件とするのなら賛成。
- ×フリースクールは基本的に個人事業者が1人で担っていることが多く、負担がとて多くなるため。
- △研修を受けることを要件に入れてはどうでしょうか。無いと認証できないというのは違うと思います。
- △子どもの権利は重要であるが、これも研修を受けていけば良いではなく、実践されていなければ意味がない。むしろ行政が子どもの権利を基準にフリースクールを評価すべきである。

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討²

議論のテーマ（案）

会議においては、日本版DBSの導入に向けた検討の経緯や現状の施策等を踏まえ、ヒアリングを実施するとともに、以下のテーマ等について議論を行う。

- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みの必要性
- 制度設計における留意点（論点整理）
 - 例：① 対象の事業を行う者に対してどのようなことを求めるか
 - ② 対象の事業・業務の範囲をどのように考えるか（業務の性質・こどもとの関係性等、対象範囲を考慮する際の観点をどのように考えるか等）
 - ③ 性犯罪歴等確認の仕組みの対象とする性犯罪前科等についてどのように考えるか
 - 等
- 併せて行うべき取組はあるか

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
 - ②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
 - ③児童ポルノ法違反、④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・相談を受けた者は学校又は**学校の設置者へ通報**（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・学校は通報等があれば**学校の設置者へ直ちに通報**（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・報告を受けた**学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施**
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・都道府県教委に設置
 - ・組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

13 その他事業の実施

【現状】

・フリースクール等民間施設では、フリースクール運営の他、学習塾等、その他事業と合わせて運営されているケースが見られる。

【検討の論点】

①放課後等デイサービス等の福祉事業、学習塾等のその他事業と合わせて運営が行われていることを要件とすべきか
(⇒ フリースクールの主な支援対象である不登校児童生徒等の中には、福祉的な対応が必要な子どもや、学校以外の学習に意欲的な子どもなど様々なケースがあることから、総合的に関わられることを要件としてはどうか)

【想定される影響】

- ①フリースクール等民間施設のいくつかは学習塾等を合わせて運営しているが、単独で運営しているフリースクール等民間施設が多いことから、要件とすることで認証されないケースが生じる。
- ②フリースクール等民間施設が1箇所複数の機能を持つことの意義については、様々な議論があると考えられる。

【アンケート等に寄せられた主な意見】 (○賛成、×反対、△どちらとも言えない)

- ×そういう団体があっても良いですが、要件にする必要は感じません。
- ×福祉事業は補助金が入る、学習塾は営利団体である。今回の認証制度はフリースクールというどこからも金銭的支援のない学びの場を対象とすることが必要かと思う。
- ×子ども自身が勉強したいかどうかの意思が大切と考える。勉強ができるまでの精神状態になる前に、勉強を押し付けてはならないと思う。また教育と福祉は違うので混在させて考えてはならないと思う。
- ×それぞれのフリースクールには様々な特色があるので、その特色を尊重すべき。
- ×子どもを真ん中に据えた活動を目指すなら自立している運営であることが良い。福祉は福祉的に、学習塾は経営者の考えで学力重視、教科指導中心になることもある。また、それぞれ事業目的が違う。
- ×一般的にもフリースクールの概念の議論すらも始まっていないが、放課後等デイサービス事業や学習塾と、フリースクールは全く目的が違う施設と認識している。あくまで「フリースクール」の認証のはずが、本末転倒の結果を招くと感じる。
- △要件としてしまうと対象事業者が限定されてしまう。

14 出席評価（出席扱い）がされている児童生徒がいる

【現状】

・フリースクール等民間施設では、在籍校との連携や情報共有等により利用児童生徒が出席評価を受けているケースがあるが、その数は多くない。

<参考>出席評価の状況 R3 フリースクールを利用している児童生徒の出席評価 ≒60%

【検討の論点】

①在籍校から出席評価を受けている児童生徒がいることを認証の要件とすべきか

(⇔ 利用児童生徒の希望にもよるが、在籍校との連携・協力を示す評価軸の一つとして要件とすることは可能か)

【想定される影響】

①出席評価は、在籍校の校長の判断に委ねられており、フリースクール等民間施設では解決が難しい事柄を要件にしてしまう可能性がある。(要件とすることにより、在籍校の校長の出席評価の判断が、認証に大きく影響することになる。)

②出席評価を受けていることは、在籍校との連携・協力がしっかりと行われていることを裏付けるものであり、フリースクール等民間施設の日頃の取組や努力を評価する事項として要件とすることが考えられる。

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○=補助要綱等に規定(ガイドライン等間接的な規定含む)、×=規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
出席評価(出席扱い)	○ (出席扱いの児童生徒がいる)	○ (出席扱いの児童生徒がいる)	○ (児童生徒が出席扱いとなる)	○ (児童生徒が出席扱いとなる)

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合**、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

民間施設についてのガイドライン（試案）

本ガイドラインは、**不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したもの**であり、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが必要。

【掲載事項】

- 1 実施主体について
- 2 事業運営の在り方と透明性の確保について
- 3 相談・指導の在り方について
- 4 相談・指導スタッフについて
- 5 施設、設備について
- 6 学校、教育委員会と施設との関係について
- 7 家庭との関係について



不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン (出席扱いの考え方)

令和3年2月17日
諏訪市教育委員会

1 はじめに

不登校児童生徒については、児童生徒が社会的に自立できるように様々な努力や支援が行われてきているが、依然としてその数は高水準で推移しており、指導上の喫緊の課題となっている。

こうした中で、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律や基本方針が文部科学省より示された。

文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）では、「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命な努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることに示されている。」と示されている。

これらの法令や通知を受け、諏訪市においても、不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドラインを設けることとした。なお、本ガイドラインは、学校長が、当該児童生徒にとって民間施設等の活動及び自宅におけるICT等を活用した学習がふさわしい学びとなっているかを総合的に判断するための目安を示すものである。

2 基本方針

市内に居住する不登校児童生徒が学校外の施設等において相談・指導を受けるとき、当該施設等及び相談・指導の内容が次項に掲げる要件をそれぞれ満たしていると在籍校の校長が判断できる場合は、校長と市教育委員会が協議したうえで、当該施設等において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。

また、在籍校が把握した相談・指導のうち学習に関わる部分について、その計画や内容が在籍校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入し、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設等に伝えることができるものとする。

なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況や評定を記載することが求められるものではなく、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえたうえで、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものである。

3 不登校児童生徒を支援する民間施設等の要件

○民間施設の要件

(1) 施設等について

- ①法人、個人を問わないが、実施者及び相談・指導スタッフが不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有するとともに、その指導に熱意を有していること。また社会的信望を有していること。
- ②専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③施設等が行う事業運営の在り方が、不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ④各施設にあつては、学習、カウンセリング、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。なお、宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されているとともに、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。
- ⑤著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額、年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑥児童生徒のプライバシーに配慮したうえで、在籍校と施設等が不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、連携・協力関係が保たれていること。
- ⑦施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであつても保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

(2) 相談・指導について

- ①当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであること。また、その内容が児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かいものであること。
- ②不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。
- ③不登校には情緒的混乱や無気力、非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては当該児童生徒やその保護者と面接を行うとともに、学校と連携するなどして、本人等の状況把握が適切に行われていること。
- ④指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒の性格や状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ⑤児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者及び在籍校等に情報提供がなされていること。なお、情報提供の形式については問わない。
- ⑥体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

(1) ICT等を活用した学習支援を行う民間事業者について

- ①法人、個人を問わないが、実施者及び相談・指導スタッフが不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有するとともに、その指導に熱意を有していること。また社会的信望を有していること。
- ②訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- ③ICT等を活用した相談・指導において、専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ④著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額、年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤児童生徒のプライバシーに配慮したうえで、在籍校と施設等が不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、連携・協力関係が保たれていること。
- ⑥ICT等を活用した相談・指導での経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。当該事業者の指導方針がいかなるものであっても保護者の側に対し事業の退会の自由等が確保されていること。

(2) 相談・指導について

- ①ICT等を活用した相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであること。また、その内容が児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かいものであること。なお、ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピューターやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動のことを指す。
- ②この取組みの趣旨は義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習内容を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- ③ICT等を活用した学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること
- ④ICT等を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- ⑤不登校には情緒的混乱や無気力、非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては当該児童生徒やその保護者と面接を行うとともに、学校と連携するなどして、本人等の状況把握が適切に行われていること。
- ⑥指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒の性格や状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ⑦児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者及び在籍校等に情報提供がなされていること。なお、情報提供の形式については問わない。
- ⑧体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

15 政治的・宗教的中立

【現状】

・他県では、政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと、を支援の要件としている例が見られる。

【検討の論点】

- ① 学びや活動の中立性を担保するため、政治的・宗教的な中立を要件に設定すべきか
(⇒ 支援の段階では、政治的・宗教的な中立を求める。偏った学びと捉えられないよう、認証段階で要件を設定するか)

【想定される影響】

- ① 政治・信教（思想・良心）の自由に配慮しながら、学びや活動の中立性とのバランスを図ることが求められ、フリースクール等民間施設において該当するケースの有無を確認・把握することが必要

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○ = 補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、× = 規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
政治・宗教活動の禁止	○	×	○	○

16 利用児童生徒・保護者の状況に応じた相談支援

【現状】

・フリースクール等民間施設の多くで、利用児童生徒やその保護者への相談支援が行われている。また、フリースクール等民間施設によっては、運営にあたり保護者との連携を図っているケースが見られる。

【検討の論点】

①利用児童生徒だけでなく、様々な悩みや不安を抱える保護者等からの相談に応じることも、フリースクール等民間施設の重要な役割として、相談支援の役割を担うことを認証要件とすべきか

【想定される影響】

①相談支援の役割を要件とする場合、多岐にわたる相談内容に応じる必要が生じることから、フリースクール等民間施設の負担増につながる可能性

②フリースクール等民間施設のスタッフが相談支援に対応できるスキルを身に付けている必要がある。（現在、相談支援に対応しているフリースクール等民間施設のスタッフが相談支援のスキルを有しているか不明）

<参考> 他自治体における補助対象・要件の規定

○=補助要綱等に規定（ガイドライン等間接的な規定含む）、×=規定なし

支援の要件	茨城県	福岡県	愛媛県	鳥取県
相談・指導の実施	○	○	○	○
相談・指導の内容	○	○	○	○
家庭・保護者との連携	○	○	○	○